

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 8 月 9 日現在

機関番号：32630

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2016

課題番号：24730027

研究課題名(和文) 行政不服審査の対象とならない行政活動に対する救済の「受皿」に関する研究

研究課題名(英文) Ways to acquire remedy for administrative activities which Administrative Appeals Act do not apply

研究代表者

大橋 真由美 (Ohashi, Mayumi)

成城大学・法学部・教授

研究者番号：00365834

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：1962年に行政不服審査法が制定されてから半世紀が経過し、制定後初の大幅な見直しを実現することになった。しかし、行政不服審査法の適用対象となるのは、多種多様な行政活動のうちほんの一部にすぎない。そして、行政不服審査制度の適用外とされている各種行政活動については、訴訟のほかは、行政側に応答義務のない行政上の苦情処理制度しか国民から不服を申し立てる手段が存在しない場合が多い。

本研究では、そのような、行政不服審査制度の対象とならない行政活動に対する救済の受皿のあり方について、政府調達契約分野や消費者事故調査の分野等を具体的な制度例として取り上げつつ、理論的と同時に政策面で包括的な検討を行った。

研究成果の概要(英文)：Administrative Appeals Act's amendment became reality, and many drastic reforms was put into practice. But Administrative Appeals Act applies only to some kind of administrative activities, and not all administrative activities are under Administrative Appeals Act's remedy scheme. In this research, I have researched many administrative areas that Administrative Appeals Act do no apply, and was able to present some concrete proposals as to how citizens could acquire effective remedy in those areas.

研究分野：行政法

キーワード：行政争訟 行政不服審査 行政上の苦情処理 裁判外紛争処理 ADR 行政不服申立て

1. 研究開始当初の背景

(1)本研究テーマを構想した時点では、行政不服審査法の改正法は成立しておらず、政府内における検討が進められている段階であった。そうしたなか、申請者は、行政不服審査法の改正を具体的に検討するために行政管理研究センターが2005年10月より開催した「行政不服審査制度研究会」(座長：小早川光郎教授)に委員として参加する機会を与えられた。そして、そこでの調査・検討を通じ、現行の行政不服審査法の下では行政不服審査手続の対象とされていない、いわゆる「処分」以外の各種行政活動に対する救済の受皿の整備の必要性を強く感じるようになった。

(2)当時、行政不服審査法の改正法の内容については、旧自民党政権下における案に加え、民主党政権下における案も存在していたが、いずれの案においても、その適用対象となるのは、いわゆる「処分」が中心で、処分以外では、行政指導の一部など、従来行政不服審査手続の対象とはされてこなかった行政活動の一部にとどまると予想されていた。

(3)一方、行政不服審査手続の対象とはならない行政活動については、時間や金銭の面で負担の重い裁判および行政側に応答義務が課されない行政上の苦情処理手続以外の救済手段が用意されていないものも数多く存在していた。そして、これらに対して、お金・時間のかかる司法的救済以外で、国民にとってより利用のしやすい救済オプションの充実が図られることの必要性は高いと感じられた。

2. 研究の目的

本研究は、上記のような背景事情のもとで、行政不服審査法改正実現を見据え、改正後のわが国の行政法学が追求すべき次なる課題として、行政不服審査手続の対象とはならない行政活動に対する救済の整備のあり方に着目し、比較法的検討も交えながら、様々な可能性を総合的に研究することを目的として行われた。

3. 研究の方法

(1)本研究は、作業を3つのステージに分け、順次検討を行うことにより、行政不服審査手続の対象とはならない各種行政活動に対する救済の受皿整備のあり方について総合的に考察した。

(2)作業第1ステージは、行政上の苦情処理制度(行政不服審査手続の対象とはならない行政活動に対する既存の救済受皿)の総合的把握のための作業を行うこととされた。より具体的には、国・地方自治体両方のレベルにおいて、行政上の苦情処理制度の現状を総合的に把握し、全体を体系的・理論的に整理し、その救済機能を今後より充実させていくための方策を明らかにする作業を行うこととされた。

(3)作業第2ステージは、行政関連紛争の解決における民間の紛争解決能力の活用に関する検討を行うこととされた。

(4)作業第3ステージは、個別の行政領域ごとの、最適な救済の受皿のあり方の検討を行うこととされた。周知のとおり、「処分」以外の行政活動といっても、そこに含まれる行政活動は極めて多様であるため、そのような各種異質な行政活動に関わる紛争処理のあり方を十把一絡げに検討することには限界がある。また、分野によっては、既に当該領域においてあるべき救済の仕組みのあり方について、一定の研究成果が挙がっているものもある。そこで、本ステージにおいては、本研究において取り上げるべきと考えられる行政領域をいくつかピックアップし、領域ごとのトータルな紛争処理体制のあり方につき、当該領域に関わる行政活動を行政争訟の対象とすることなど幅広い可能性を視野に入れつつ検討を行うこととしたのである。

(5)これら3つのステージにおける研究活動を通じ、最終的には、行政不服審査手続の対象とはならない行政活動に対する救済の整備のあり方に関する具体的な展望を示すことが目指された。

(6)各ステージで用いる具体的な研究手法としては、文献情報の収集を中心とする知見の深化とヒアリング(インタビュー)の実施との組み合わせを用いることとされた。

4. 研究成果

(1)作業第1ステージ(行政上の苦情処理制度に関する総合的把握)については、まず、総務省本省における行政相談高度化アドバイザー(行政相談担当部署である総務省行政評価局行政相談課のスタッフとともに、行政苦情救済推進会議に諮問する案件の選別を行う非常勤の役職)としての職務を通じ、行政上の苦情処理制度の運用の実態に関して知見を深めることができた。この成果については、本研究期間中の2015年に刊行することができた単著(『行政による紛争処理の新動向』)の中で発表することができた。また、総務省行政評価局行政相談課のメンバーとともに、ベトナムの国家監察制度(ベトナムにおける行政監察の仕組みであり、行政上の苦情処理の機能も果たしている)の視察を敢行した。当該出張においては、ベトナム国家監察省に対するヒアリングのほか、ベトナムの国家監察制度に造詣の深い現地の研究者に対するヒアリングも実施することができた。ベトナムにおける行政監察制度の視察成果は、上述の2015年年刊行の単著のほか、1件の分担執筆書籍(大久保規子編『自治体争訟法務 第5巻』)において公表することができた。

(2)作業第2ステージ(民間の紛争解決能力の活用)については、まず、仲裁や調停といったADR手法を通じて行政関連紛争を解決す

ることに取り組んでいる岡山弁護士会行政仲裁センターに対するインタビューを実施し、その意義や課題について確認した。この岡山弁護士会に対するヒアリング成果は、2015年の公法学会報告や、2016年の行政法制研究会における報告内容に反映することができた。また、茨城県神栖市で生じた地下水のヒ素汚染事件に関する調査研究を通じて、公害等調整委員会における民間の専門委員の活用のあり方について知見を深めることができ、その成果は、論文2本（自治研究90巻2号およびちょうせい72号）において発表することができた。

(3)作業第3ステージ（個別領域ごとの救済受皿整備のあり方）および本研究テーマに関する総括的な検討成果については、2015年秋の公法学会および2016年3月の行政法制研究会における報告において明らかにすることができた。

これら二つの報告においては、改正行政不服審査法の課題について触れたうえで、行政不服審査法の対象とならない各種行政活動の類型（取り上げた行政領域としては、政府調達契約分野やストーカー規制法に基づく救済などがある）に対する救済の現状について踏み込んだ検討を行った。特に、これら検討を行うにあたっての研究者独自の視点としては、現存する裁判外での行政紛争の解決の仕組みの全体像を把握するため、各種制度を研究者独自の視点に基づいて分類し、その分類に基づいて具体的な検討を展開したという点を挙げるができる（大分類として、全体を領域横断型の制度と個別領域に特化した制度に分け、さらに、個別領域に特化した制度を、審判要請型の制度と行政権限発動要請型の制度に分類）。この分類に基づいた検討の結果、わが国における今後の行政による紛争解決の仕組みのあり方について提言も行うことができた。そして、これら報告内容については、それぞれ雑誌掲載論文として公表することができた（公法研究78号および行政法研究17号）。

また、研究最終年度には、資料収集のため、アメリカ合衆国のカリフォルニア州立大学ロサンゼルス校のロースクール・ライブラリー（University of California Los Angeles Hugh and Hazel Darling Law Library）への出張も実施することができ、日本の図書館には所蔵のない、貴重な資料を入手することもできた。

(4)アメリカ出張の成果については、現段階において具体的に論文公表等を実施することができていないが、それ以外の当初研究計画に挙げた各目標については、適宜期待された成果を挙げ、さらに、その成果を学術雑誌・学術書籍において公表することができたため、本研究テーマの目的はおおむね達成することができたと評価できると思われる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計6件)

大橋真由美「『行政に関わる権利利益の訴訟以外の方法による救済』に関する再検討 - 公法学会報告その後」行政法研究17号(2017年)

大橋真由美「行政に関わる権利利益の訴訟以外の方法による救済」公法研究78号(2016年)190~200頁,査読無

大橋真由美「行政不服審査法と地方自治」地方自治819号(2016年)2~17頁,査読無(地方自治821号に訂正記事あり)

大橋真由美「行政不服審査法改正と行政不服審査における審理体制のあり方: 審理員・行政不服審査会」法律時報86巻5号(2014年)94~99頁,査読無

大橋真由美「不法投棄された有機ヒ素化合物を原因とする地下水汚染によって生じた健康被害及び農業被害について公害等調整委員会に責任裁定が申し立てられた事案について、県の責任が肯定された事例」自治研究90巻2号(2014年)111~125頁,査読無

大橋真由美「公害紛争処理制度を通じた紛争処理の意義」ちょうせい72号(2013年)1~11頁,査読無

〔学会発表等〕(計3件)

大橋真由美「選挙人名簿と個人情報保護」選挙法制研究会,2017年3月,グランドアーク半蔵門

大橋真由美「『行政に関わる権利利益の訴訟以外の方法による救済』に関する再検討 - 公法学会報告その後」行政法制研究会,2016年3月,グランドアーク半蔵門

大橋真由美「行政に関わる権利利益の訴訟以外の方法による救済」第80回日本公法学会,2015年10月,同志社大学

〔図書〕(計3件)

大橋真由美「9条審理員」ほか,小早川光郎ほか編『条解行政不服審査法』(弘文堂,2016年)

大橋真由美『行政による紛争処理の新動向』(日本評論社,2015年)全257頁

大橋真由美「自治体におけるADRと苦情処理」大久保規子編集代表『自治体政策法務 第5巻 争訟管理』(ぎょうせい,2013年)215~248頁

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計0件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

大橋 真由美 (Ohashi, Mayumi)
成城大学・法学部・教授
研究者番号：00365834

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

なし